

# 広報 さかい

No. 173



'83

1-1

編集と発行 佐井村役場 民生相談課  
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地  
電話 (017538) (代) 2111

11月末現在人口(前月比)

|     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 男   | 2,150 | ( - 7 ) |
| 女   | 2,130 | ( ± 0 ) |
| 計   | 4,280 | ( - 7 ) |
| 世帯数 | 1,142 | ( + 1 ) |



昭和58年 元旦  
あけましておめでとう

# 新年のあいさつ

佐井村長職務代理人

佐井村助役 岩尾 憲二郎

明けまして、おめでとうございます。

年頭に当たり、謹んで皆様のご多幸を祈念致します。

故松谷村長は、昨年の十二月二日午前九時に、出張先の東京で急逝されましたが、村長在職十一年八ヶ月、此の間学校建設を始め、道路整備、漁業振興、その他数々の事業を遂行されて「豊か

明るい」村造りのために献身されましたが、特に地方行政で一番困難とさ

れております財政運営に

は、常に心を砕いて健全財政を守ってきました。

今は亡き村長を偲びながら、これまで皆様からお

寄せ戴きました暖かい御

支援、御協力に、心から

深く感謝申し上げます。

昭和五十八年は、新し

い村長のもとで吾が村が

益々発展されることと、

皆様の御健康を祈念申し

上げ、年頭の御挨拶とい

たします。

## 明けまして

## おめでとうございます

佐井村議会議長 東 出 昇

一九八三年の輝やかしい年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

昨年は、村民皆様のご理解とご協力をいただき活力ある議会運営に努めて参りましたが、師走に至り突発した、故松谷村長殿の急逝は、余りに大きな衝撃であり、痛痕の極みでありました。

松谷村長は、就任以来三期十一年八ヶ月、常に村民の幸せを願う謙慮にしかも、綿密な計画のもとに着々事業を進めて参りましたが、その功績は、枚挙にいとまがありません。

特に、近年は著しい地場産業の不振を嘆かれ、その対策に苦悩の色さいをあらわしておりました。

此の度の殉職は、極度の心身疲労によるものとも思われます。長年のご努力に対し、深く敬意と感謝を申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、昨年は二年続きの冷夏冷害から漸く平温に戻り、稲作等は平年作

を見ましたが、海況は依然として回復せず、漁業不振に悩まされました。

景気停滞による木材界不況や肉牛の暴落など、村

経済はまことに厳しいものがありました。反面、生活環境整備と教育環境

整備により、実効があがり、特に、管内各学校関係者のご努力により、学

力の向上とスポーツに大きな成果を見たことは、よろこびにたえません。

また、村民総力を挙げた交通安全運動により、昨年五月「交通事故死〇十年」に達したことは、更に、今年四月二十七日の四千日の大目標到達のため、一層のご協力をお願い申し上げます。

今年は、早々に村長選挙を初め、県知事選、県

議選、そして地元村議会議員選挙等政治変革の年

でもあります。村民一人々の意志が反映される手

づくりの村政を目指し、今後共、議会に対し、あ

たたかいご叱正を賜るようお願い申し上げます。

新年にあたり、村民みなさんのご健康とご多幸を祈念して、ご挨拶いたします。

# 佐井村地域防災計画 (二)

## 最近の主な災害

(昭和四十三年八月～  
昭和五十五年五月)

- ▽四十三年八月……集中豪雨、佐井村全域(災害救助法発動)
- ▽四十五年一月……集中豪雨、大佐井、古佐井、福浦、牛滝被害(台湾防主)
- ▽四十八年十二月……高潮、一名死亡、漁船四十隻小中破
- ▽五十年七月……大雨、被害総額十四億五千九百万円(雨量二百四十四ミリメートル、災害対策本部設置、家屋、農林水産、土木関係など大被害)
- ▽五十年八月……地すべり、矢越地区災害危険区域指定(十三戸、防災集団移転)
- ▽五十年九月……がけ崩れ、中磯谷地区、災害危険区域指定(七戸集団移転)
- ▽五十一年十月……土砂崩れ、大細間で三名死亡。
- ▽五十二年四月……高波、長後湾内で小型漁船転覆、二名死亡。
- ▽五十五年五月……林野火災、古

## 災害応急対策計画

佐井山国有林(材木越)二・四八ヘクタール焼ける。

この計画は、災害時を想定し、緊急時にすばやく必要な行動、処置がとれるよう定められたもので、気象通報の伝達から避難、救難、食糧供給など必要とされるであろうあらゆる面にわたって計画されています。

▽気象通報伝達計画▽情報収集及び情報伝達▽災害通信計画▽災害広報計画

この情報通信計画は、災害の発生を未然に防止し、あるいは災害による被害を最小限に食い止めるため、予期される危険を地域住民に知らせ、早期の防止措置や避難を有効的に行うためのものです。

## 避難計画

村では、災害に際して住民の生命、身体が危険な状態にあると判

断される場合、避難準備勧告を發します。

また、情勢により避難勧告、指示を行いますので、村民のみならずはそれに従って避難場所へすみやかに避難してください。

避難に当たっては、地域ごとに誘導員が配置されます。

## 避難準備勧告の基準

○気象警報等一以上の警報が発令され、津波、高潮、洪水、山津



佐井村保育所避難訓練



## 避難の心得

波、なだれ等により相当な被害の発生が予想されるとき。  
○台風が接近し、高潮または河川の増水により、破堤、水または洪水等相当な被害の発生が予想されるとき。  
○河川の水位が警戒水位に達し、今後さらに増水の見込みのとき。

○ふだんから定められた避難所や道順を知っておく。

○避難させる場合は、老人、子供、傷病者、妊産婦等を優先とする。

○避難の勧告や指示があつたら、いつでも避難できるように準備しておく。

○会社、工場などは、流出のおそれのある油脂類、危険物品等に対して事前に保安の措置を講ずるようにする。

○携行品は、行動の支障を及ぼさない必要最小限にとどめる。

# 昭和58年 1月3日 佐井消防団出初式

午前10時30分

古佐井大町、明林荘前

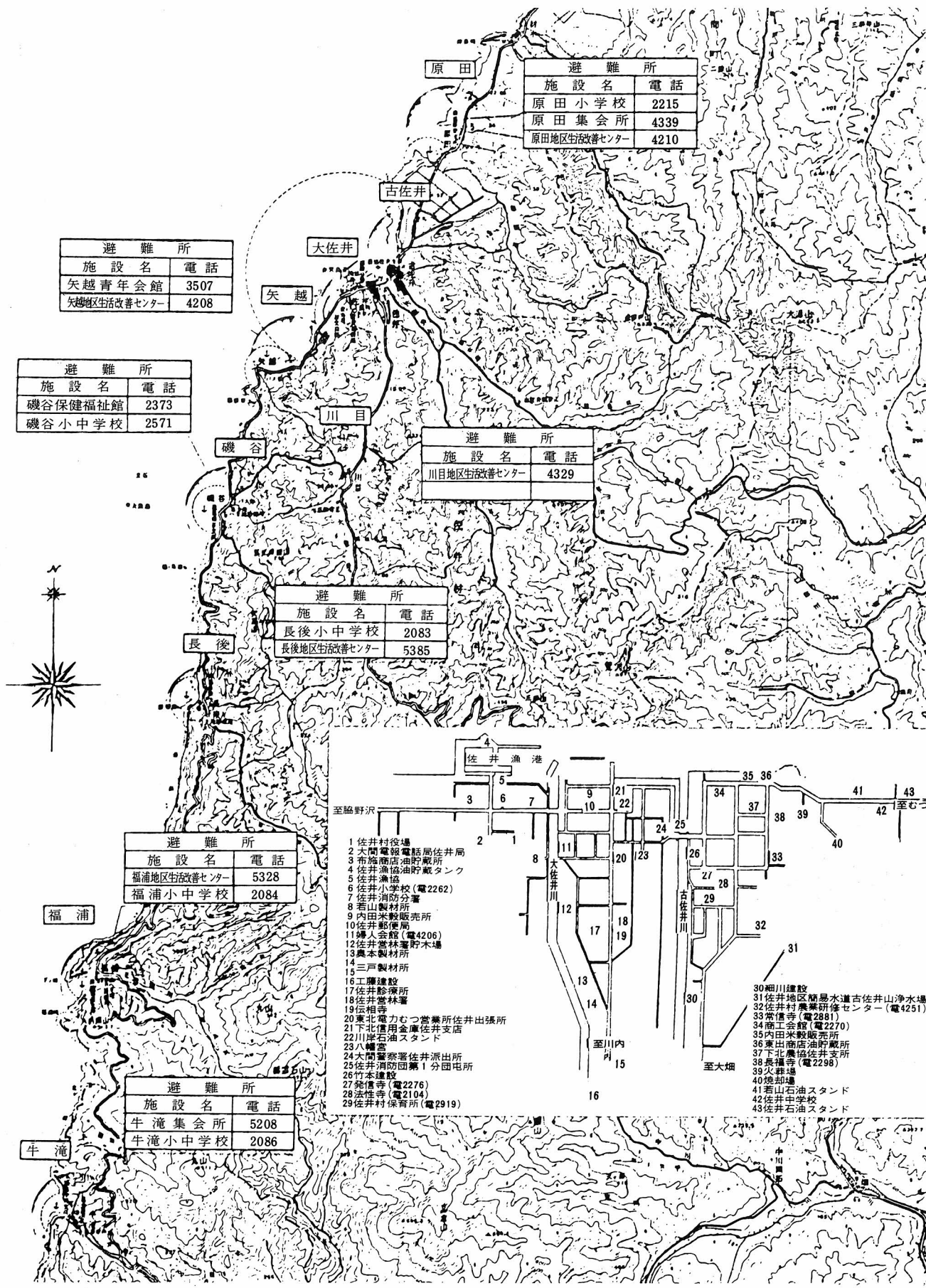
## 火事、緊急の場合は

## 119番へ

サイレンの試験は毎月1日、15日(正午)

佐井消防分署 ☎2266

# 佐井村避難所一覽図





# 幻の佐井遊女 お玉

## (第四回)

佐井村中央公民館長補佐

### 大石 健次郎

#### ペリーの黒船来航

嘉永六年六月三日（一八五三・七月八日）、鶏が夜明けの刻を鳴き告げている。——その未明の光の浦賀沖合から、異国の黒船が点々と浮びあがった。米国東インド艦隊司令長官ペリーのひきいる、サスケハンナ（旗艦二千五百トン）・ミシシッピ（千七百トン）・プリマス・サラトガの四隻である。

いずれも木鉄混合の船で、タールを蒸溜し、その残滓であるチャンを黒々と塗りつけていた。

サスケハンナ・ミシシッピの二艦は、蒸気船で櫓権を用いず、前進、後進、回頭いずれも自在であった。四艦の大砲数十門、黒煙を吐き動くその様相は、人々の心に恐怖と重圧をかき立てるものであった。

ペリーは、米国フィルモア大統領の通商要求の親書を提出し、六月十日、帰航した。

翌安政元年正月十六日（一八五四・嘉永七年）、ペリーは、ポーター・ミシシッピ・サスケハンナ・マセドニア・サウザンブトン・バンタリヤ・レキシントン七艦をひきえ、神奈川沖に投錨した。ペリーの再航である。

この時に、下田追加条約も併せて、十三ヶ条の日米和親条約が成立調印され、浦賀の代わりに「下田」、松前の代わりに「箱館」を開港した。

同年八月には英国、十二月露国、二年十月仏国、蘭国と和親条約が調印され、長崎も開港に加えられるようになる。

安政元年十二月二十一日のロシアとの和親条約第二条で、日本とロシア国境は、エトロフ全島以南は日本領であり、ウルツ全島以北はロシア領、カラフト島は、日ロの共同地と定めたのである。

現在の南千島領土返還の、国際法上の主張はこれに基づき、活き

ているのである。

#### 当時の佐井沿岸防備

舞台は反転し、木枯しの中を行く一人の旅人があった。——北海道の命名者であり、蝦夷地調査で著名な、松浦武四郎は、弘化元年（一八四四）十二月下旬、二十七日で脇野沢村源藤城（源土代）から、山越えして牛滝泊。福浦泊。長後、磯谷、矢越、を経て古佐井大昌院（岩清水家）に一泊。原田を過ぎ材木、奥戸、大間泊。

源藤城では、「水を砕き手水を遣ひ」、矢越では「是より氷殃（いて）にて道八悪敷」と述べているので、厳寒がしのばれる。

この時の、源藤城と小荒川沢にでて牛滝に至る歩行では、肌を突き刺す酷寒の谷川に、七、八回も落ち込み、山また山、谷また谷の道なき道をさまよう困憊ぶりは、終生忘れ得ぬものらしく、『牛牛滝越えの辛（つらさ）八其事甚だ永くして』と、別稿特筆している。

この当時の紀行には、たくましく鋭い黒痕で、佐井全海岸を描写し、異国船撃退の南部藩配置の、台場（大砲据場）を書き入れしている。それによると、

○牛滝―地藏堂ツブシ石・寺の下沢・六郎場 ○長後―トイ・コ

マ（別書や太田家文書には、ロク口場が記されている） ○磯谷―釜の前 ○矢越―グラグラ・日和山・藤兵衛山 ○佐井―岡弁天・伊勢堂・黒岩岬……の十二ヶ所が挙げられている。異国船出沒に対する、その緊張ぶりが伺がわれる。

#### 黒船来航時の佐井村

浦賀沖に米艦四隻が来航、寛永十年（一六三三）以来の「鎖国」で、国内の太平の夢が打ちやぶられた、嘉永六年（一八五三）の佐井村。三戸家永代諸用控には「この年の四月から七月（旧暦）まで、雨は全く降らぬ有様で、村々の川、井戸の水、果ては自性院（岩清水家）の池も干しあがった。

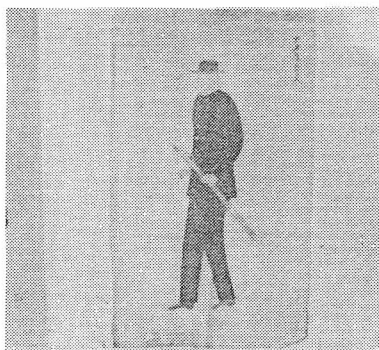
作物はみな立枯れ、今秋は来年の種子もないと心配し、神仏に様々の雨乞い祈禱をした。その効あらわれ、一日半程も雨が降り、作物はおかげで青々と立直った。

「六月から八月末（旧暦）まで、実に三十年ぶりの、鯉（にしん）の大々漁であった。佐井では、百文十六匹、函館では百文十三匹であった。函館では大量買付けをした。」

女達は、暇をみては、様々な雨乞いをはじめ、男達は、鯉の鱗を浴び浜は大賑わいであった。しかし、異国船来航の不安は、村の人々の胸を重く去来していた。

ことは事実である。佐井村でも相当の対応策と風説騒ぎがあったことだろう

その当時の来日アメリカ人



幸せは家族みんなの対話と協力から

第三日曜日は  
家庭の日

# 思いやりの心と豊作

近年、恒例となった農協婦人部（三戸きみ部長）による寿会慰安の集いが、去る十一月十七日農業研修センターで行なわれ、老人クラブ員の方々約六十名が、楽しそうに席を運ねていました。二年続いた冷害不作の年の集いとは異なり、明るい雰囲気満ちていました。

三戸部長さんの御挨拶の中で「私の方の会員は、若い嫁さんでもみ

んなお年寄りを大切にする習慣がついています。家庭内の和合が何よりの豊作です。」との言葉を感銘深くしました。司会役の奥本のおかあさんが、その言葉を証明するように、「今日、おてつだいに来ている嫁さんのひとりが、二五々と会場に入ってくる人々の中に姑を見つけて、うちのおばあさんも来た来た」と手を叩いてはしゃいだ姿がなんともほほえましく

て」と紹介してくださいました。温かい家庭の様子が見えるようで一層嬉しくなりました。

収穫をてつだってくれた男の四名に感謝の品が贈られ、健康ダンスや唄などで、会場には笑いが続きます。

大きな手作りの大福餅に豊作と婦人部の奉仕の心が感じられる思いでした。

寿会のみなさん、婦人部のみなさんのご健康とご多幸をお祈りし感謝申し上げます。

一招待者

## 戸籍の窓口

十二月二十日現在

### ◎お誕生おめでとう

能登留美子（義彦）古佐井  
松谷 尚子（正治）大佐井  
山口 美雪（捷夫）大佐井  
内田 康弘（耕一）古佐井  
金沢 大輔（一夫）古佐井  
川村 和彦（道男）糠森

### ◎ご結婚おめでとう

亀田 哲 平内町  
鹿島 美知子 原田  
石川 涼三 大佐井  
豊巻 富美子 黒石市

大坂 真信 長後  
北村 佳子 東京都  
石戸 彰彦 古佐井  
石坂 智代利 東京都  
佐々木 次男 八戸市  
東出 むつ子 磯谷  
八倉 茂則 松山市  
北田 美枝子 大佐井  
泉山 裕 八戸市  
若山 紀代子 糠森  
阿部 俊廣 古佐井  
郡澄 美子 美深町  
菊池 丈博 大佐井  
奥本 昭子 古佐井  
樋口 俊康 古佐井  
成田 由美 田舎館村  
須藤 聡 川内町  
奥山 弘子 野平

### ◎おくやみ申し上げます

田中 光穂 平内町  
若山 淳子 古佐井  
池田はるゑ（力松）長後  
辻一郎（ウノ）大佐井  
加賀シエ（直造）大佐井  
大坂浅次郎（隆）長後  
磯谷 キン（勘三）大佐井  
福田 すな（弘光）磯谷  
松谷 清治（多可志）大佐井



## 税金の滞納はありませんか

昭和五十七年度の税金のほとんどの納期が経過いたしました。忙がしさからつい納税を忘れていたという方はいませんか。一月は、村県民税、国民健康保険税の納期（第四期）です。

二月末納期の固定資産税（第四期）が昭和五十七年度分の税金の最終納期となっております。この機会に滞納税金を一掃したいものです。

## 源泉徴収票確かめて

所得税（国税）は確定申告により納めることを建前としておりますがほとんどの事業所では給与を支給するときに所得税を計算し支払金額から税金を差引いて国に納める方法がとられております。

この差引かれた税金が源泉所得税であり一年間に納める税金の前払の性格を持っております。

一部の事業所においては「年末調整」により精算済となっておりませんが、特に出稼先の事業所においては過去の例からみてほとんど精算済となっておりませんので確定申告による手続をしなければなりません。

さい。

納税組合に加入している方は納税組合に掛金をしてください。納税についての相談がありましたら税務係までご相談ください。

注

国民健康保険税は確定申告、住民税申告の税金を算定する社会保険料控除の摘要がありますが未納税額については摘要されないこととなります。

確定申告には事業所から交付される源泉徴収票を添付することになっておりますので確定申告の時期までに事務所（二ヶ所）以上の事業にわたるときはそれぞれの事業所のものから交付を受けてください。

源泉徴収票がありませんと精算して還付される税金がされないこととなります。

注

年末調整済の方でも農業、漁業、その他の所得のある方及び二ヶ所以上の事業所から給付を受けたい方は確定申告をしなければなりません。